

○総務省令第二十八号

地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）第三十八条の二第三項並びに第四百四十四条の三十三第一項第二号及び第三号並びに地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第五十六号）附則第二十三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法による改正前の地方公務員等共済組合法第百六十七条第二項の規定に基づき、地方公務員等共済組合法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年三月二十九日

総務大臣 松本 剛明

地方公務員等共済組合法施行規則等の一部を改正する省令

（地方公務員等共済組合法施行規則の一部改正）

第一条 地方公務員等共済組合法施行規則（昭和三十七年自治省令第二十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(社会保険診療報酬支払基金等に委託する事務)</p> <p>第二条の十 [略]</p> <p>2 法第四十四条の三十三第一項第二号の総務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とする。</p> <p>〔一・二 略〕</p> <p>三 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成二十六年内閣府・総務省令第五号)第三十条の三第一号から第五号まで及び第七号から第十号までに規定する事務</p> <p>3 法第四十四条の三十三第一項第三号の総務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とする。</p> <p>〔一・二 略〕</p> <p>三 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成二十六年内閣府・総務省令第七号)第三十一条の二の二各号に規定する事務</p> <p>(法第三十八条の二第三項に規定する総務省令で定める事業)</p> <p>第十一条の七の二 法第三十八条の二第三項に規定する総務省令で定める事業は、次のとおりとする。</p> <p>〔一・二 略〕</p> <p>三 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)第十九条第八号の規定により組合及び市町村連合会が同法第十四項に規定する情報提供ネットワークシステムを使用するために必要となる情報システムの開発及び運用に関する事業</p> <p>〔四〇八 略〕</p>	<p>(社会保険診療報酬支払基金等に委託する事務)</p> <p>第二条の十 [同上]</p> <p>〔2 同上〕</p> <p>〔一・二 同上〕</p> <p>三 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成二十六年内閣府・総務省令第五号)第三十条の二第一号から第五号まで及び第七号から第十号までに規定する事務</p> <p>〔3 同上〕</p> <p>〔一・二 同上〕</p> <p>三 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成二十六年内閣府・総務省令第七号)第三十一条の二各号に規定する事務</p> <p>(法第三十八条の二第三項に規定する総務省令で定める事業)</p> <p>第十一条の七の二 [同上]</p> <p>〔一・二 同上〕</p> <p>三 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)第十九条第七号の規定により組合及び市町村連合会が同法第十四項に規定する情報提供ネットワークシステムを使用するために必要となる情報システムの開発及び運用に関する事業</p> <p>〔四〇八 同上〕</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	

（地方公務員等共済組合法施行規則等の一部を改正する省令の一部改正）

第二条 地方公務員等共済組合法施行規則等の一部を改正する省令（平成二十三年総務省令第五十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後

附則

(令和六年度の地方公共団体の負担金)

第二条 地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）附則第二十三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正法による改正前の地方公務員等共済組合法第六十七條第二項に規定する総務省令で定める金額のうち、地方公共団体が令和六年度において負担すべき金額は、令和六年四月一日における当該地方公共団体の議会の議員の改正法附則第二十三条第一項第三号に規定する存続共済会（以下「存続共済会」という。）の定款で定める標準報酬月額に同日における当該地方公共団体の議会の議員の数を乗じて得た金額に相当する金額に次の各号に掲げる地方公共団体の議会の議員の区分に従い、当該各号に掲げる率を乗じて得た金額に十二を乗じて得た金額に相当する金額とする。

- 一 都道府県の議会の議員 百分の十六・三
- 二 市（特別区を含む。）の議会の議員 百分の二十九・三
- 三 町村の議会の議員 百分の二十九・三

2 前項の場合において、次の各号に掲げるときは、当該各号に掲げる日における地方公共団体の議会の議員の数を令和六年四月一日における当該地方公共団体の議会の議員の数とみなす。

- 一 地方公共団体の議会の議員が、令和六年三月三十一日までに当該地方公共団体の議会の議員の任期満了により退職し、同年四月一日において在職していないとき 当該任期満了の日
- 二 地方公共団体の議会の議員が、令和六年三月三十一日までに当該地方公共団体の議会の解散により、又は選挙無効の決定、裁決若しくは判決が確定したことにより退職し、同年四月一日において在職していないとき 当該退職の日
- 三 令和六年四月一日までに市町村の廃置分合が行われ、同月二日以後に新たに設置された市町村の議会の議員の一般選挙が行われたとき 当該市町村の議会の議員の一般選挙の日
- 四 令和六年四月一日までに市町村の廃置分合又は境界変更の処分が行われ、同月二日以後に当該廃置分合又は境界変更の処分に伴い行われる市町村の議会の議員の増員選挙が行われたとき 当該市町村の議会の議員の増員選挙の日

3 前二項の規定により地方公共団体が負担すべきこととなる金額については、次の表の上欄に掲げる金額をそれぞれ同表の下欄に掲げる月の二十日までに、存続共済会に払い込まなければならぬ。

前二項の規定により地方公共団体が負担すべきこととなる金額の十分の五に相当する金額	令和六年五月
------------------------------------------	--------

前二項の規定により地方公共団体が負担すべきこととなる金額の十分の二に相当する金額	令和六年八月
------------------------------------------	--------

改正前

附則

(令和五年度の地方公共団体の負担金)

第二条 地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）附則第二十三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正法による改正前の地方公務員等共済組合法第六十七條第二項に規定する総務省令で定める金額のうち、地方公共団体が令和五年度において負担すべき金額は、令和五年四月一日における当該地方公共団体の議会の議員の改正法附則第二十三条第一項第三号に規定する存続共済会（以下「存続共済会」という。）の定款で定める標準報酬月額に同日における当該地方公共団体の議会の議員の数を乗じて得た金額に相当する金額に次の各号に掲げる地方公共団体の議会の議員の区分に従い、当該各号に掲げる率を乗じて得た金額に十二を乗じて得た金額に相当する金額とする。

- 一 都道府県の議会の議員 百分の十八・三
- 二 市（特別区を含む。）の議会の議員 百分の三十一・五
- 三 町村の議会の議員 百分の三十一・五

2 前項の場合において、次の各号に掲げるときは、当該各号に掲げる日における地方公共団体の議会の議員の数を令和五年四月一日における当該地方公共団体の議会の議員の数とみなす。

- 一 地方公共団体の議会の議員が、令和五年三月三十一日までに当該地方公共団体の議会の議員の任期満了により退職し、同年四月一日において在職していないとき 当該任期満了の日
- 二 地方公共団体の議会の議員が、令和五年三月三十一日までに当該地方公共団体の議会の解散により、又は選挙無効の決定、裁決若しくは判決が確定したことにより退職し、同年四月一日において在職していないとき 当該退職の日
- 三 令和五年四月一日までに市町村の廃置分合が行われ、同月二日以後に新たに設置された市町村の議会の議員の一般選挙が行われたとき 当該市町村の議会の議員の一般選挙の日
- 四 令和五年四月一日までに市町村の廃置分合又は境界変更の処分が行われ、同月二日以後に当該廃置分合又は境界変更の処分に伴い行われる市町村の議会の議員の増員選挙が行われたとき 当該市町村の議会の議員の増員選挙の日

3 前二項の規定により地方公共団体が負担すべきこととなる金額については、次の表の上欄に掲げる金額をそれぞれ同表の下欄に掲げる月の二十日までに、存続共済会に払い込まなければならぬ。

〔同上〕	令和五年五月
------	--------

〔同上〕	令和五年八月
------	--------

備考 表中の「」の記載は注記である。	前二項の規定により地方公共団体が負担すべきこととなる金額の十分の二に相当する金額	令和六年十一月
	前二項の規定により地方公共団体が負担すべきこととなる金額から、当該金額のうち当該年度において既に払込みをした金額を控除した金額	令和七年二月
	〔同上〕	令和五年十一月
	〔同上〕	令和六年二月

附 則

この省令は、令和六年四月一日から施行する。